

京都市上下水道局告示第24号

平成16年4月1日京都市上下水道局告示第2号（京都市上下水道局出納事務取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成17年9月30日

京都市公営業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

第2項第19号を次のように改める。

(19) 三菱UFJ信託銀行株式会社

第2項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)